

従軍「慰安婦」被害に対する法的責任論

—— 修復的正義の視点から

松本 克美
(立命館大学)

目 次

- 1 はじめに
- 2 被害の回復と法的責任
- 3 修復的正義論と法的責任
- 4 日韓「合意」の問題点
- 5 ドイツの「記憶・責任・未来」基金
- 6 法的責任の尽くし方

1 はじめに

2015年12月28日に日韓両国の外相会談を経て、突如公表された従軍「慰安婦」問題に関するいわゆる「日韓合意¹⁾」(以下、単に「合意」と略す)は、その3項で「この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認します」(傍点引用者。以下同様)と述べている。多くの論者が既に指摘しているように²⁾、また、本稿で後述するように、この「合意」は従軍「慰安婦」問題を「最終的かつ不可逆的に解決」するどころか、「解決」を阻害するものでしかない。そもそも従軍「慰安婦」問題の解決に消極的な安倍政権が突如「合意」に向けて行動を起こした背景には、対中国との関係で「慰安婦」問題をめぐる両国政府の軋轢を緩和し、米日韓の軍事同盟を強化しようとするアメリカの圧力があつたことが指摘されている³⁾。もちろん従軍「慰安婦」問題の解決を求める市民運動の圧力が一方でなかったのなら、このような欺瞞的「解決」へのポーズさえ有り得なかったであろう⁴⁾。しかし、そもそも他律的な「合意」なのだとしたら「魂」がこもっていないのも当然の結果なのかもしれない。本稿では、「合意」に批判的な論評が、「合意」が解決にならないことの大きな理由として挙げている「合意」が日本政府の「法的責任」を認めていないという論点に焦点を当て、従軍「慰安婦」被害の回復にとって必要な法的責任とはいかなるものかを検討する。

2 被害の回復と法的責任

(1) 損害賠償責任

一般に不法な被害を被った被害者が被害の回復を求めて加害者に対して追及する法的責任は、民事の損害賠償責任の追及である。契約上の義務の不履行によって被害が生じているのではない場合は、不法行為責任（民法709条⁵⁾）に基づく損害賠償責任の追及が行われることになる。

従軍「慰安婦」問題についても被害者は日本政府に対して被った被害の賠償を請求し、日本政府がこれに応じないので、日本国の不法行為責任に基づく損害賠償請求訴訟が提起された。損害賠償は金銭賠償が原則とされている（金銭賠償主義。民法722条1項が準用する417条⁶⁾）。そこで、原告となった被害者たちは、「被告は原告に金いくらを払え」という形で裁判を提起することになった⁷⁾。このような損害賠償請求訴訟で日本軍の関与による従軍「慰安婦」被害が認定され、日本政府は「原告に金いくらを払え」という請求認容判決が下されるならば、日本政府の「法的責任」は形式上認められたことになると言える⁸⁾。しかし、いくら裁判で賠償請求が認められても、被告となった日本政府が従軍慰安婦被害を与えたことを謝罪もせず⁹⁾、ただ、判決に従って渋々賠償金を支払う場合でも原告となった被害者の被害は回復したことになるのであろうか。

(2) 金銭賠償主義への違和感

かつてこういう事件があった。近隣の家に子ども預けておいたところ、その子どもが近くのため池に誤って落ちて溺死した。預けた親は子どもが死んだことについて預かった親に不法行為責任に基づく損害賠償を請求した。いわゆる隣人訴訟と呼ばれる訴訟である¹⁰⁾。この事件では、原告に対して数多くの非難の手紙や電話が殺到した。「お前は子どもの命を金に変えるのか」という非難である。これに対して原告自身も「金が欲しくて裁判をしているのではない」と反駁している¹¹⁾。

そもそも損害賠償の原則はなぜ金銭賠償主義なのであろうか。民法典の起草者は、金銭賠償主義を採用する理由を金銭は損害を因るのに最も便利だからと説明している¹²⁾。また金銭であれば、賠償された被害者がそれをどのようにも自由に使うことができる¹³⁾。金銭賠償主義の正当化根拠は、このように「便利」「使い方の自由」などにより説明されてきた。しかし、このような金銭の持つ普遍的、一元的な価値尺度の性格が、生命などのかけがえのないものを損なわれた損害の賠償方法となることへの違和感（かけがえのない命を金に変えられるのか、命に値段をつけられるのか）が生じることにもなる¹⁴⁾。

(3) 関係的配慮のシンボルとしての金銭給付

法社会学の領域では、このような金銭賠償のマイナス的な位置付けに対して、問題は金銭賠償主義自体にあるのではなく、金銭には被害者と加害者の間の損なわれた関係を修復し、被害を与えてしまったことへの応答責任を尽くすという意味を込めさせることもできるという議論も展開された¹⁵⁾。この議論は従来の損害賠償の捉え方の前提にある正義論が＜損害の大きさに応じた賠償をすべし＞という応報的正義論、矯正的正義論であったのに対して、それに加えて関係的正義論の視点から損害賠償の問題を論じる点に特徴がある。

関係的正義論とは、被害の回復に取って重要なことは、被害を与えたことに加害者がどれだけ誠実に応答するかということであって、ここで問題となる正義は、被害者と加害者の関係を修復するためという観点からの正義である。この関係的正義が実現されるためには、加害者が与えた被害がどのようなものであるのかを自覚し、そのことに対して真摯に謝罪をし、誠実に対応する中で関係修復の意味を込めて金銭を給付することが重要となる。損害賠償として金を払うにしても、「金さえ払えばいいだろう」という態度では関係的正義は実現されないのである¹⁶⁾。

3 修復的正義論と法的責任

(1) 刑事司法領域での修復的正義論

ところで刑事法の領域では 1970 年代頃からそれまでの伝統的刑事司法が前提としてきた応報的正義論に変わり、修復的正義 (restorative justice) という考え方が台頭してきた¹⁷⁾。伝統的刑事司法観は、ごく単純化するならば、犯罪に対して刑罰を科し、犯罪者を刑務所に送ることで完結してきた。しかし、刑務所に犯罪者を送ることによって犯罪者が更正して社会に復帰するとは限らない (犯罪学校としての刑務所)。犯罪者としての烙印を背負い社会に再統合されることなく再犯を繰り返すこともある。何より犯罪被害者は、伝統的刑事司法のもとでは犯罪の対象、証拠でしかなく、被害者の被害の回復は刑事司法の視野の外であった。

これに対して修復的正義論は、被害者の被害の回復に焦点をおき、被害者の被害の回復にとっては、犯罪を犯した加害者が被害者に与えた被害の重さを自覚し、なぜ、そのような被害を与えてしまったのかを説明し、真摯に謝罪することが重要で、それによって被害者は自分が悪いのではなく加害者が悪いのだということ、なぜ自分がこのような被害を被ったのかを知り、アイデンティティを回復する契機にすることができ、また、加害者にとっても更正をして社会に再統合されうる力を身につけることになり、社会、コミュニティはこうした関係の修復を支援する役割を果たすべきと考える。

(2) 修復的正義論と損害賠償

先に紹介した関係的正義論も、損害に賠償を与えるという負担の面だけでなく、金銭賠償に被害者と加害者の関係の配慮、応答責任を重視する点で、修復的正義論と相通じるところがある。金銭賠償がなされても、加害者が被害を理解せず、自己の責任も自覚せずに、ただ「金を払った」だけでは被害者にとっては被害の回復にはならないのである。民事損害賠償請求の問題も、ただ賠償金が払われれば良いのではなく、また、金額が高ければ良いというのではなく、被害に対する加害者の対応の仕方を含めて金銭の給付にどのような意味が込められているのかが重要なのである。

(3) 従軍「慰安婦」被害の回復と修復的正義

従軍「慰安婦」被害の回復にとって重要なこととして、これまで、① 日本政府が従軍「慰安婦」被害の重大性を認識し、② 被害の事実と発生原因を解明し、③ 二度とこのような被害を起こさないこと、④ そのために被害の事実を記録し、後世の世代に継承する歴史教育を行うこと、⑤ 被害は金銭で回

復されないことを自覚しつつ金銭での賠償を行うことが指摘されてきた¹⁸⁾。金銭賠償もただ「金を払えば良い」というのではなく、こうした被害回復措置の一環としてなされること、こうした損害回復措置を公式に履行義務のあるものとして認めることが「法的責任」を果たすことの意味として議論されてきたとも評価できよう。その身で、従軍慰安婦被害の回復の前提に位置づけられる正義の内実には修復的正義の実現が意図されてきたと捉え直すことができる。

4 日韓「合意」の問題点

(1) 「合意」の美辞麗句の欺瞞性

「合意」は、「当時の軍の関与」のもとに「多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた」「あまたの苦痛を経験、心身にわたり癒しがたい傷」を負ったことに対して、「日本政府は責任を痛感」し、「心からお詫びと反省」し、「全ての元慰安婦の方の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒しのための事業」のために韓国政府が元慰安婦支援の財団を設立し、この財団に日本政府の予算から支出する（10億円）ことをうたっている。

この「合意」の文言だけを取り出して見れば、修復的正義の観点からも評価できそうな言葉（「責任を痛感」「心からお詫びと反省」）を並べているようにも見える。しかし、「合意」文書の全体や作成の仕方、その後の首相、外相の発言などを見てみれば、「合意」の眼目が両国政府において従軍慰安婦問題を「最終的かつ不可逆的に解決」したものとみなして、今後は、「国連等、国際社会において今問題について互いに非難・批判することを控え」る点にあるのであって、被害者の被害の回復に真摯に取り組むものとは言えない極めて欺瞞的な性格を有することは明らかである。

(2) 平和の少女像の撤去要求

そもそも被害者の声を直接聞いた上で、被害者の望む措置を踏まえて作られた「合意」ではない¹⁹⁾。その最たるものがソウルの日本大使館前に置かれた平和の碑、いわゆる平和の少女像²⁰⁾の撤去を求めている点である。日本政府が真に「責任を痛感」するのであれば、河野談話でも明言されていたようにこのような重大な人権侵害被害が二度とおこならないように加害の事実を記憶に留めていかなければならないのである²¹⁾。少女像の撤去を要求するような立場にはそもそもないのである。

従軍慰安婦被害を受けたハルモニたちにとって、少女像は、自分たちが若かりし時に受け、未だ消えない心の傷の象徴であり、また、亡くなってしまった被害者たちとの連帯を象徴するものであり、韓国市民、それ以外の各国の市民にとっても戦時性暴力の被害を忘れないための象徴的存在である。日韓「合意」後の2016年1月に来日した従軍「慰安婦」被害者の姜日出（カン・イルチュル）さんは「少女像」撤去につき、「撤去は私たちが殺すのと同じこと」と語っている²²⁾。

日本政府が真に「責任を痛感」し、「全ての元慰安婦の方の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒し」を求めるならば、求めるべきは少女像の撤去ではなく日本にも少女像を設置することではないのか²³⁾。

(3) 被害者への謝罪なき「反省」

「合意」には「心からお詫びと反省」と言いながら被害者への直接の謝罪はない。「合意」後の衆議院予算委員会での小川淳也委員（民進党）からの「韓国政府からさらに安倍総理からのおわびの手紙を求めるということがあるようではありますが、総理、この件についてどうお考えですか」との質問に対する安倍首相の回答は「毛頭考えていないところでございます」というものであった²⁴⁾。

「合意」後も、従軍慰安婦被害につき安倍首相や政府官僚は「強制はなかった」とか「性奴隷」ではないとかという事実や国際法上の常識を無視した言動を繰り返している²⁵⁾。「合意」に書かれた「責任を痛感」「心からお詫びと反省」が〈10億円を出すからもう黙れ〉という札束で顔を叩く類のものと受け止められても致し方あるまい。

(4) 「合意」の効力

韓国では昨年従軍慰安婦被害者が、被害者の声を聞かずに韓国政府が日本政府と「最終的かつ不可逆的に解決」する「合意」をしたこと自体が違憲であるとして憲法裁判所に提訴をし、また韓国政府を相手取って損害賠償請求訴訟も提訴している²⁶⁾。

韓国の憲法裁判所は、1965年の日韓請求権協定において両国政府が放棄したのは、財産権と財産的請求権であって、従軍慰安婦被害に対する不法行為責任に基づく損害賠償請求権は含まれていないと解することができ、この点で、全て解決済みと主張する日本政府と解釈に争いがあるのだから、交渉によってこの点を明らかにすべき作為義務があること、それを放置してきた韓国政府の不作为は違憲であるとする画期的な決定を2011年8月30日に出した²⁷⁾。

今回の「合意」に対して日本の外相は「賠償ではない」と明言しているので韓国政府の立場からは従軍慰安婦被害者個人の賠償請求権が日韓請求権協定によって消滅しているのかいないのかを交渉によって明らかにする作為義務は果たされておらず、この点で今回の「合意」は違憲無効とする余地があろう²⁸⁾。

また日本では、中国人の強制労働被害者や性暴力被害者を原告とした訴訟において、最高裁が条約により裁判所に提訴はできないが、個人の賠償請求権自体が消滅したわけではないとしている（最高裁2007年4月27日判決・最高裁民事判例集61巻3号1188頁²⁹⁾）。その論理から言えば、今回の10億円の支出が賠償でないと政府が言い張るのであれば、個人の賠償請求権は相変わらず残っていることになり³⁰⁾、この意味でも今回の「合意」は、何ら「最終的かつ不可逆的解決」をもたらすものではないということになる。日本政府はかねがね1965年の日韓基本条約とともに締結された日韓請求権協定（「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」）2条が、本協定により両国は、両国及びその国民の「財産、権利及び利益」並びに「請求権に関する問題」が「完全かつ最終的に解決されたことになることを確認する」と規定していることを根拠に、従軍「慰安婦」に関する賠償請求権も解決済みであると言い張ってきた。しかし、「請求権」とはそもそも何を指すのかについて具体的な定義はなく、また本協定締結の年に日本が制定した「大韓民国等の財産に関する措置法」は「財産、権利及び利益」を消滅させたが、「請求権」は除外しているのである³¹⁾。そもそも政府が個人の賠償請求権を消滅させることができるのかという根本的な問題がある上に、1965年の時点で、そ

の後に日本政府が躍起になって事実を否定している従軍「慰安婦」被害に対する損害賠償請求権が議論の俎上に載っていないという問題もあり、肝心の「協定」の解釈上も、「条約で解決済み」などという主張は強弁でしかないのである。

5 ドイツの「記憶・責任・未来」基金

ところでドイツではナチス期の戦争犯罪被害のうち最後に残った強制労働被害につき、紆余曲折の末、連邦政府・州と企業が 50 億マルクずつ合計 100 億マルク（当時の日本円で約 9000 億円）を出資して「記憶・責任・未来」基金を設立し、この基金から各被害者団体を通じて個人に金銭給付をなすことで一定の解決が図られた³²⁾。ドイツ政府は、この基金の性格を法的責任に基づくものとはしていない。その点で、今回の「日韓合意」による基金と同じようなものに見えるかもしれないが、実はこの基金は総体としてみれば、いろいろと不十分な点は残しつつも、それでも今回の日韓合意による基金と比べれば修復的正義の実現に沿う面があることも否定できない。

第一にこの基金は強制労働者の被害に対する人道的給付を行うものとして法律³³⁾に基づいて設立された基金であるという点である。従って、給付は法律上の義務としての性格を有している。今回の「日韓合意」は国会で審議を尽くし法律で基金を日本に作ったわけでもなく、韓国政府に韓国内に基金を作らせているのであって、ドイツと異なり基金の根拠づけとしての法的性格をそもそも欠いている。

第二に、この法律の前文ではドイツ連邦政府、企業が強制労働被害に対して歴史的責任 (historische Verantwortung)、道義的責任 (moralische Verantwortung) を負い政府は政治的責任 (politische Verantwortung) を負っていることを明記している。「日韓合意」では日本政府が「責任を痛感」と述べているが、その「責任」とは一体どのような性格な責任なのかまるで不明確である。

第三に、ドイツの基金法は連邦政府、企業が歴史的責任を負っていることを明記したこと、基金の名前に「記憶」が明記されているように、強制労働被害について記憶し、そのような被害が二度と起こってはならないことを明確にしている点である。今回の「日韓合意」は、先に指摘したように、1993年の河野談話にあった加害の事実を記憶にとどめ、そのために歴史研究、歴史教育を行う決意について全く触れるところがない。

なおドイツでは 1970 年代以降の「過去の克服」運動の成果として、国内のいたるところにナチスの戦争犯罪を記憶し、後世の世代に継承するための記念館や記念碑が設置されている³⁴⁾。首都ベルリンの連邦議会の正面にはナチス期に迫害され強制収容所で命を失ったナチスに抵抗した国会議員を記念するモニュメントがあるし、議会から徒歩 5 分くらい離れたところにはヨーロッパのユダヤ人虐殺を追悼する巨大な追悼及びデータベース施設がある³⁵⁾。大使館の前の平和少女像の撤去を条件とする「日韓合意」とは対照的である。

第四に、注目されるのはこの基金法を成立させる前に連邦議会で行われた当時の大統領ヨハネス・ラウの演説内容である。ラウはナチスによってなされた強制労働被害が「単に、正当な賃金がはらわれなかっただけではなく、迫害であり、権利の剥奪であり、人間の尊厳のおぞましい軽視」であり、「労働により人を殺すことも、意図的になされた」事実を演説の中で認めている。そして「金銭では本当には

償い得ないことを知っています」「与えられ苦難は、回復され得ないこと」「なされた不法に対し、清算することも意味を持ちません」として金銭給付では回復されない被害を与えたことを明言している。被害者が望むのは「苦難が苦難として承認され、自らが被った不法を不法と名付けられること」であることを明言している。そして今補償をしても「その当時に命を失った方すべてにとって、補償はまさに遅すぎました。こうしているうちに亡くなっていく方たちにすべてにとってもです」と、すでに亡くなった犠牲者に対して補償が遅すぎたことを自覚していることを述べている。「それだけに、なおいっそう重要なことは、今や、生き残った方すべての方たちに、できるだけ速やかに、今日、合意可能な、人道的給付を得ていただくことです」。そして、ラウ大統領の演説の最後は、次のように締めくくられている。「私は、今日、ドイツ人の支配下で、奴隷労働、強制労働をしなければならなかったすべての方々に、ドイツ国民の名前で許しを乞います。あなた方の苦難を私たちは決して忘れません。」

「日韓合意」後も事実を捻じ曲げて「強制はない」とし³⁶⁾、国際法上の常識を無視して「性奴隷でない」と言い張り³⁷⁾、「これ以上謝罪する気は毛頭ない」という態度との対比は歴然である。

6 法的責任の尽くし方

従軍「慰安婦」被害者たちは日本政府が法的責任を認め被害に対して賠償することを求め、また、支援者たちもそれが正当だと認めている。日本法では法的責任に基づく賠償ということになると不法行為責任に基づく金銭による損害賠償責任という問題となる。しかし、そもそも通常の不法行為責任の追及においても、「金いくらを払え」という請求は、金が払われれば被害者が満足するという単純な問題ではない。法的な形式としては金銭賠償ということになるが、そこに被害者が受けた被害についての加害者の自覚、なぜそのような被害を与えてしまったのかについての加害者の自己省察に基づく真摯な謝罪や再発防止への責任の自覚などが込められた上での償いの象徴として金銭が支払われるのと、<裁判に負けたから仕方なく金を払う><金を払えばいいだろう>というのでは、被害者の被害の回復への意味が全く異なる。

ましてや、ただ物が壊されたのと違い、生命や健康、従軍「慰安婦」被害のような性的自己決定権、性的人格権、人間の尊厳の侵害、幸福追求権の剥奪のような人格権侵害がなされ、その心身に与えた傷がトラウマとしてその後の人生に刻印され続けてきたような場合には、損なわれたものは金に変えることなどできないのである。それでも被害の回復を語るとすれば、被害者が受けた人間の尊厳を踏みしめる様々な行為が権利の侵害であり、許されるものでないこと、様々な苦しみ、不利益を被害として共感すること、加害が加害として公に認められること、なぜそのような加害をなしたのかの原因を明らかにして、二度と同じような加害を繰り返さない責任の自覚と内実を示すことが必要である。それらのことを通じて、不運な犠牲者として社会に目に見えない形で埋もれていた者たちは、加害者の責任を追及する権利主体としての「被害者」として、しかも、自分個人の被害だけでなく、同様な被害にあっている被害者たちや将来生み出されてしまうかもしれない被害者たちのためにも行動する人間として、自己のレジリエンス、アイデンティティを新たな次元で回復していくのであるか³⁸⁾。

<被害の回復>の核心はこのように被害者の人間の尊厳の回復を図ることであって、加害者の法的責

任は、そのような被害者の人間の尊厳の回復のために加害者が何をなすべきかということに焦点があわされるべきであり、そのような意味での修復的正義の実現を果たさせることが法的責任を取らせることの意味と解すべきである。

今回の「日韓合意」は、日本政府が10億円を韓国政府に支出することによって「最終的かつ不可逆的に解決」することを目指している。しかし、日韓合意後の首相や政府閣僚、官僚からの「強制はなかった」「性奴隷ではない」「公娼であった」「平和少女像を撤去することが条件」「被害者にお詫びの手紙を書くことは毛頭ない」などの発言は、被害の回復どころか、被害者の人間の尊厳を二重、三重に侵害するものでしかない。

基金方式での解決を図ろうとするのならば、先に紹介したドイツの基金とラウ演説が示したような①被害と加害の事実の承認、②その被害が金銭では償いきれないような重大な被害であることの自覚と加害の反省、③そもそも金銭で補償しても既に死んでしまった犠牲者には意味がなく遅すぎた補償であることの自覚、④国家を代表しての公式な謝罪、⑤加害の記憶を忘れ続けられないことの決意の表明は最低限必要な内容であろう。

7 おわりに

「日韓合意」は無効だとして根本にさかのぼり原点から見直していくべきなのか³⁹⁾、「日韓合意」での10億円の支出を前提に、それに「魂」「心」を込めていくべきなのかが議論されている⁴⁰⁾。いずれにしても本稿で述べてきたように「日韓合意」によって「最終的」にも「不可逆的」にも問題は解決されていないことは明らかである。このまま両政府があくまで今回の「合意」により従軍「慰安婦」被害の修復に向け「最終的かつ不可逆的な解決」がなされたと言いはるならば、問題解決能力のない政権はそれぞれ退場してもらいしかない。従軍「慰安婦」被害の回復のための修復的正義は、従軍「慰安婦」のような人の生と性を踏みじり、最後は札束で「解決」しようとするような世界の変革を要請する⁴¹⁾。さらに言えば戦時性暴力としての従軍「慰安婦」被害⁴²⁾を産みだしたものの根底に植民地支配と性差別⁴³⁾、暴力による人間の尊厳の侵害があるのだから、従軍「慰安婦」被害の修復は、人間の尊厳の回復を視点からの植民地支配と性差別、暴力による人支配への根源的批判によって達成されるものであろう。従軍「慰安婦」被害の修復を求める両国の市民、また世界の市民の連帯による運動の到達目標と結節点はそこにこそある。

* 従軍慰安婦問題の最終的解決に向けた「日韓合意」 2016年12月18日

日韓外相会談

1. 慰安婦問題は当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であり、かかる観点から日本政府は責任を痛感しています。安倍内閣総理大臣は日本国の内閣総理大臣として改めて、慰安婦としてあまたの苦痛を経験され、心身にわたり癒やし難い傷を負われた全ての方々に対し、心からお詫びと反省の気持ちをお伝えします。
2. 日本政府は、これまで本問題に真摯に取り組んできたところ、その経験に立って、今般、日本政府

の予算により全ての慰安婦の方々の心の傷を癒やす措置を講じます。具体的には韓国政府が元慰安婦の方々の支援を目的とした財団を設立し、これに日本政府の予算で資金を一括で拠出し、日韓両政府が協力し、全ての元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒やしのための事業を行うこととします。

3. 日本政府は以上を表明するとともに、以上申しあげた措置を着実に実行するとの前提で、今回の発表により、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認します。あわせて日本政府は韓国政府とともに今後、国連等、国際社会において本問題について互いに非難・批判することを控えます。

注

- 1) 本稿末尾参照。
- 2) 「合意」を批判的に検討したものとして、前田朗編著『「慰安婦」問題・日韓「合意」を考える 日本軍性奴隷制の隠ぺいを許さないために』（彩流社、2016年）、吉見義明「真の解決に逆行する日韓『合意』なぜ被害者と事実に向き合わないのか」世界 879号（2016年）、鄭栄桓『忘却のための「和解」『帝国の慰安婦』と日本の責任』（世織書房、2016年）など。「合意」に対する被害者、支援団体などの反応については、荒井信一「二〇一五年『慰安婦』問題日韓合意について」歴史評論 800号（2016年）73-83頁。
- 3) この点を指摘するものとして、荒井・前掲注（2）81頁以下。徐勝は今回の「合意」は安倍政権が目指す軍事化と改憲戦略の一環でしかないことを指摘する（徐勝「日韓『慰安婦』合意が駆動する日米韓同盟と改憲への道筋」前田編・前掲注（2）97頁以下）。
- 4) 庵途由香「私たちは何を課題にすべきなのか？」前田編・前掲注（2）87頁以下。
- 5) 民法 709 条（不法行為による損害賠償）故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 6) 民法 417 条（損害賠償の方法）損害賠償は、別段の意思表示がないときは、金銭をもってその額を定める。
- 7) 日本で提訴された従軍「慰安婦」訴訟とその意義についての私見は、松本克美「従軍慰安婦訴訟が問うたもの・今後の課題」女性・戦争・人権 11号（2011年）31-41頁参照。
- 8) 実際の訴訟で、従軍「慰安婦」被害に対する日本政府の賠償責任を認めたのは、関釜訴訟の第 1 審判決だけである（山口地裁下関支部 1998 年 4 月 27 日判決・判例時報 1642 号 24 頁）。この判決は「**従軍慰安婦制度が、原告らの主張するとおり、徹底した女性差別、民族差別思想の現れであり、女性の人格の尊厳を根底から侵し、民族の誇りを踏みにじるものであって、しかも、決して過去の問題ではなく、現在において克服すべき根源的人権問題である**」ことを指摘し、戦後においても慰安婦被害を放置してきた国の立法不作為に関する国家賠償責任を認容する画期的判断を示した。しかし残念ながらその後の控訴審（広島高裁 2001 年 3 月 29 日判例時報 1759 号 42 頁）、上告審（最高裁 2003 年 3 月 25 日判決）で立法不作為に違法性はないとして請求は棄却されてしまった。
- 9) 従軍「慰安婦」訴訟では、日本政府の謝罪も請求されたが認められなかったことにつき、松本・前掲注（7）31-32 頁参照。
- 10) 判決は津地裁 1983 年 2 月 25 日判例時報 1083 号 125 頁。原告（亡くなった子の両親）は、ため池を管理する市などにも国家賠償責任を追究したが、判決は、預かった親の賠償責任を一部認容するにとどまった（請求額約 3000 万円に対し認容額約 500 万円）。
- 11) この隣人訴訟の原告に向けられた非難については、星野英一編『隣人訴訟と法の役割』（1984 年）、阿部昌樹「法的思考様式と日常的道德意識—不法行為法における金銭賠償の原則をめぐって」棚瀬孝雄編『現代の不法行為法 法の理念と生活世界』（有斐閣、1994 年）28 頁等参照。
- 12) 法務大臣官房司法法制調査部監修『法典調査会民法議事速記録三』（復刻版、商事法務研究会、1984 年）80 頁。
- 13) 澤井裕『テキストブック・事務管理・不当利得・不法行為・第三版』（有斐閣、2001 年）110 頁。
- 14) 阿部・前掲注（11）35 頁。阿部はこうした問題に対して、フェミニズの観点からの「正義の倫理」に基づく「思いやりの倫理」を展開するギリガンの議論（キャロル・ギリガン（岩男寿美子監訳・生田久美子・並木美智子訳）『もうひとつの声』1986 年）を参照した配慮責任を不法行為法と調和させていくべきことを提唱している（32 頁以下）。
- 15) 和田仁孝「交渉的秩序と不法行為訴訟」前掲注（11）棚瀬編 101 頁以下。
- 16) 金銭賠償主義の法心理学の観点からの捉え直しについては、松本克美「法と心理の交錯—民事法の観点から」

- 二宮周平・村本邦子編『法と心理の協働 女性と家族をめぐる紛争解決へ向けて』(不磨書房、2006年) 24頁以下、同「時効論・損害論への法心理学的アプローチ—民事損害賠償請求における被害者支援のために」立命館大学・人間科学研究 33号(2016年) 3-13頁参照。
- 17) ハワード・ゼア(西村春夫・細井洋子・高橋典夫監訳)『修復的司法とは何か 応報から関係修復へ』(新泉社、2003年)、高橋則夫『修復的司法の探求』(成文堂、2003年)、細井洋子・西村春夫・榎村志郎・辰野文理編著『修復的司法の総合的研究—刑罰を超え新たな正義を求めて』(風間書房、2006年)、西村春夫・高橋則夫編『修復的正義の諸相 細井洋子先生古稀祝賀』(成文堂、2015年)等参照。
- 18) 第12回日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議の日本政府への提言・日本軍「慰安婦」問題解決のために(2014年)は、次のように提言している(<http://wam-peace.org/20140726/>)。日本軍「慰安婦」問題解決のために日本政府は1. 次のような事実とその責任を認めること ① 日本政府および軍が軍の施設として「慰安所」を立案・設置し管理・統制したこと ② 女性たちが本人たちの意に反して、「慰安婦・性奴隷」にされ、「慰安所」等において強制的な状況の下におかれたこと ③ 日本軍の性暴力に遭った植民地、占領地、日本の女性たちの被害にはそれぞれに異なる態様があり、かつ被害が甚大であったこと、そして現在もその被害が続いているということ ④ 当時の様々な国内法・国際法に違反する重大な人権侵害であったこと
2. 次のような被害回復措置をとること ① 謝罪することのできない明確で公式な方法で謝罪すること ② 謝罪の証として被害者に賠償すること ③ 真相究明：日本政府保有資料の全面公開 国内外でのさらなる資料調査 国内外の被害者および関係者へのヒヤリング ④ 再発防止措置：義務教育課程の教科書への記述を含む学校教育・社会教育の実施 追悼事業の実施 誤った歴史認識に基づく公人の発言の禁止、および同様の発言への明確で公式な反駁等。
- 19) この点を強調するものとして、浅井まり「第14回日本軍『慰安婦』問題解決のためのアジア連帯会議 被害女性の声にこたえる解決を」月刊女性と運動 256号(2016年) 30頁以下の他、前田編・前掲注(2)に収録されたほとんどの論考がこの点を指摘する(一例として、梁澄子「責任転嫁を許さない—立ち上がる韓国の被害者と市民」6頁以下、安世鴻「被害者中心の合意が必要」88頁以下、清末愛砂「当事者抜きのかの合意」は合意ではない」90頁以下など)。
- 20) 平和の少女像が生まれた経緯とその意味、韓国の各都市、アメリカ、カナダ等への設置運動などについては、日本軍「慰安婦」問題 web サイト制作委員会編・岡本有佳・金富子責任編集『＜平和の少女像＞はなぜ座り続けるのか 加害の記憶に向きあう・増補改訂版』(世織書房、2016年)に詳しい。
- 21) いわゆる河野談話(慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話・1993年8月4日)は、朝鮮半島での慰安婦の「募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われた」こと、「本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題」だとし、「われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する」と結んでいる。
- 22) 岡本有佳「日本軍『慰安婦』被害者が来日し、『合意』を全面批判 被害当事者の声を無視」週刊金曜日 1074号(2016年) 5頁。
- 23) この点を強調するものとして、木瀬慶子「国会前に『平和の碑』を」前田編・前掲注(2) 77頁、申恵丰「事実を認め、謝罪し、語り継ぐこと 人権問題としての『慰安婦』問題の解決とは」同前 71頁、岡本有佳「＜平和の少女＞はなぜそこに座り続けるのか」同前 105頁。
- 24) 第192回国会衆議院予算委員会第3号(2016年10月3日)議事録参照(http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/001819220161003003.htm)。
- 25) 渡辺美奈「これでは解決にならない 国連女性差別撤廃委員会が日本に突きつけた『総括所見』」週刊金曜日 1085号(2016年) 14頁以下。
- 26) 金昌祿「真の解決とは何かを考える時」週刊金曜日 1117号(2016年) 37頁。
- 27) この判決については、<http://www.wam-peace.org/wp/wp-content/uploads/2011/09/64e1569fcbc532fd1df34f353e7e7f09.pdf>参照。
- 28) 金昌祿は今回の「日韓合意」により「韓国政府が違憲状態を永続化すると宣言したことに他ならない」とする(金昌祿・前掲注(26) 37頁)。
- 29) この判決に対する私見の評価については、松本克美「戦後補償の現在とこれから」民主主義科学者協会法律部会編・法律時報増刊『改憲・改革と法 自由・平等・民主主義が支える国家・社会をめざして』(2008年5月) 286-295頁、松本・前掲注(7) 35頁以下。
- 30) この点を指摘するものとして、川上詩朗「日韓合意に関する法的批判」前掲注(2) 前田編 28頁。
- 31) この点を詳細に検討するものとして、申恵丰「日韓請求権協定の射程—何が『解決』されたのか」法律時報 87巻 10号(2015年) 10頁以下参照。

- 32) この基金の詳細については、田村光彰『ナチス・ドイツの強制労働と戦後処理 国際関係における真相の解明と「記憶・責任・未来」基金』(社会評論社、2006年)参照。筆者も日本の戦後補償との比較で注目してきた(松本克美『「過去の克服」と将来展望』民主主義科学者協会法律部会編『改憲を問う 民主主義法学からの視座』216-221頁(法律時報増刊、日本評論社、2014年)、同・前掲注(7)37頁以下、同・前掲注(29)291頁以下。なおナチス期の強制労働被害者は1000万人以上と言われている。
- 33) Gesetz zur Stiftung der Erinnerung, Verantwortung und Zukunft.
- 34) この点の日本での紹介として熊谷徹『ドイツは過去とどう向き合ってきたか』(高文研、2007年)、「シンポジウム・記憶と想起の空間」ドイツ研究43号(2009年)3-77頁、山名淳「追悼施設における『過去の克服』—〈第二次的抵抗〉としての『追悼施設教育学』について」對馬達雄編著『ドイツ 過去の克服と人間形成』(昭和堂、2011年)253-293頁等。
- 35) もっとも「過去の克服」運動が盛んなドイツにおいてもナチス期の性暴力被害に対する過去の克服は、未だ潜在化していることを指摘するものとして姫岡とし子「ドイツの歴史教育とホロコーストの記憶文化」学術の動向21巻5号(2016年)48-53頁。
- 36) 「強制を示す証拠はない」という言動ほど欺瞞と悪意に満ち被害者を冒瀆する言動はなかろう。日本兵に無理やり連行され強姦されその後「慰安婦」にさせられたという数多くの被害者の証言とともに、戦後直後の戦争犯罪裁判でそのような直接強制を示す事実が証拠採用され、日本の戦後補償を巡る裁判の事実認定でも認められている(詳細は、日本の戦争責任資料センター・アクティブ・ミュージアム「私たちの戦争と平和資料館」編「ここまでわかった日本軍『慰安婦』制度」(かもがわ出版、2007年)、坪川宏子・大森典子『司法が認定した日本軍「慰安婦」被害・加害の事実は消せない!』(かもがわ出版、2011年)、林博史『日本軍「慰安婦」問題の核心』(花伝社、2015年)。政府はこのような事実を故意に無視している。また、そもそも意に反して性行為を強要していること自体が「強制」なので、「強制を示す証拠がない」という言動は「慰安婦」問題の本質を全く理解できていない(理解するつもりもない)ことを意味しよう。
- 37) 人身の自由を拘束されて意に反した性行為の強要が行われる環境に置かれることが性奴隷の本質なのである(前田朗「性奴隷制とは何か—『慰安婦』問題の法的考察」前田編・前掲注(2)32頁以下)。自らの意思で兵士や将校を相手の性行為を拒否することができなかった従軍「慰安婦」が性奴隷でなくして何なのだろうか。
- 38) 岡野八代はハンナ・アーレントやフェミニズムの理論家、マーサ・ウオーカーの償いの正義(Reparative Justice)の議論に依拠した修復的正義論を展開し、重要なのは「加害者が赦されるか否か、ではなく、被害者がこの世界をまた他者と共有したいと願えるかどうか、そのためにわたしたちが何をなすべきか」であり、「過去の出来事を理解し、そのうえで加害者が謝罪という行為にいたることで、ようやく『被害者たちが、社会に帰属しているという意識』を取り戻すことができる」ことを指摘する(岡野八代『戦争に抗する ケアの倫理と平和の思想』(岩波書店、2015年)74頁、79頁)。筆者も大いに共感するところである。
- 39) 吉見義明は今回の「合意」は「白紙に戻してもう一度やり直さなければならない。困難に陥った時は根本に戻るしかない」とする(吉見・前掲注(2)131頁)。
- 40) 大森典子は「目の前にある合意を真の解決への出発点として、あるべき解決を追求する運動が求められている」とする(大森典子『「心」を入れ、真の解決につなげるために」女性のひろば445号(2016年)32頁)。同旨を展開するものとして内田雅敏「通過点としての日韓『合意』」世界879号(2016年)132頁、花房俊雄「日韓『合意』に思う」世界882号184頁以下。
- 41) 岡野八代は「日韓合意」の前も後も、日本政府が被害女性たちとの対話を拒絶することによって「彼女たちの道徳的価値を貶め、依然として侮辱し続ける世界を維持」していることを指摘し、このような日本社会を変質させなければ「日本社会に生きる私たち市民もまた加担している」ことになる(岡野八代「フェミニズム倫理学から考える、日韓合意—『日韓合意』がなぜ、元『慰安婦』の女性たちを何度も殺すのか」前田・前掲注(2)61-62頁)。
- 42) 高良沙哉『「慰安婦」問題と戦時性暴力—軍隊による性暴力の責任を問う』(法律文化社、2015年)参照。2000年12月に東京で開廷された「女性戦犯法廷」はまさにこの視点を中核に据えた市民運動の成果であった(この法廷については、VAWW-NET Japan編・西野留美子・金富子責任編集『裁かれた戦時性暴力—「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」とは何であったか—』(白澤社/現代書館、2001年)参照)。なお2015年12月に開催されたジェンダー法学会のシンポジウムテーマは「戦時性暴力と法—慰安婦問題と戦後補償」であり、筆者も企画と司会の一翼を担った(内容についてはジェンダー法学会HP参照。<http://www.tabi-go.com/genderlaw/taikai.php?page=2016.html>)。このシンポジウムの各報告者・コメンテーターの論稿及び質疑のまとめは学会誌「ジェンダーと法」14号(2017年夏刊行予定)に掲載される。
- 43) 従軍「慰安婦」問題が単に女性の人権を侵害する問題だけでなく、その根底に植民地支配の問題があることについては、日本軍「慰安婦」問題webサイト制作委員会編・金富子・板垣龍太責任編集『Q&A 朝鮮人「慰安婦」と植民地支配責任 あなたの疑問に答えます』(御茶の水書房、2016年)、宗連玉『「慰安婦」問題から植

民地世界の日常へ」歴史学研究会・日本史研究会編『「慰安婦」問題を / から考える 『捏造』 キャンペーンに対する徹底反論』(岩波書店、2014年) 5頁以下、金富子「朝鮮植民地支配と朝鮮人女性」吉見義明・林博史『共同研究日本軍慰安婦』(大月書店、1995年) 202頁以下等参照。さらに言えば戦前日本の「公娼」制度それ自体も親の貧窮につけ込んだ人身売買や仕方なく娼婦となった多くの女性を生み出していたのであり、このことの歴史的総括も必要となろう(この点につき、小野沢あかね「芸妓・娼婦・酌婦から見た戦時体制—日本人『慰安婦』問題とは何か」歴史学研究会・日本史研究会編・前掲 89頁以下、早川紀代「日本社会と公娼制」吉見・林編・前掲 185頁以下等参照)。